

平成22年度 丹波PA（仮称）における地域振興拠点整備 企画調査業務 公募型プロポーザル実施要綱

平成22年7月6日

京 丹 波 町

1 業務概要

(1) 業務番号

22-B13D

(2) 業務名

平成22年度 丹波PA（仮称）における地域振興拠点整備企画調査業務

(3) 業務目的

本業務は、京都縦貫自動車道丹波綾部道路 丹波PA（仮称）の整備に併せ、PAと一体的な地域振興拠点の整備を目的に、必要な条件整理や検討を行い、基本計画を定めるための基礎資料とするものである。

(4) 業務内容

「丹波PA（仮称）における地域振興拠点整備企画調査業務 参考仕様書」のとおりとする。なお、参考仕様書は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、技術提案の内容を制限するものではない。

(5) 業務期間

契約日の翌日から6ヶ月以内

(6) 業務場所

京丹波町曾根地内

(7) 業務の規模

本業務の規模は、400万円以内とする。（この金額は、見積合わせ時の予定価格となるものではない。また、消費税を含む。）

2 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当する者であること。

また、共同企業体による参加も認める。（共同企業体協定書（任意様式）を提出すること。）この場合は、(1)、(2)及び(3)の要件を構成員のすべてが満たし、(4)、(5)及び(6)の要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年京丹波町告示第78号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

- (3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (4) 京丹波町の測量等指名競争入札参加資格者名簿に登載されているコンサルタント等であること。
- (5) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録（「都市計画及び地方計画部門」及び「道路部門」）のある者であること。
- (6) 本業務と同種あるいは類似する業務の実績があること。

同種あるいは類似する業務の定義は、以下のとおりとする。

【本業務と同種の業務】

- ・「SA・PA利活用」、「ハイウェイオアシス」、「道の駅」整備に関する基本構想、基本計画の策定または調査検討業務

【本業務と類似する業務】

- ・「SA・PA利活用」、「ハイウェイオアシス」、「道の駅」整備に関する設計業務
- ・「道の駅」等に類似する農産物直売所、観光・地域振興施設等の整備に関する基本構想、基本計画の策定または調査検討業務

3 業務の実施に関する条件

(1) 技術者資格

管理技術者は、「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」の技術士あるいは RCCM の資格を有していること。

(2) 配置予定技術者の同種あるいは類似する業務の実績

管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者に限る。）は、本業務と同種あるいは類似する業務で、平成 13 年 4 月 1 日以降に完了した業務実績 1 件以上を有していなければならない。

(3) 手持ち業務量

管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者に限る。）については、平成 22 年 7 月 1 日現在において、契約金額 500 万円以上の手持ち業務が 10 件以下でなければならない。

なお、プロポーザル方式等により特定された未契約業務については、手持ち業務とみなす。

4 実施スケジュール

内 容	期 間（平成 22 年）
参加表明書の受付期間	7 月 6 日（火）～7 月 13 日（火）午後 5 時まで
質問の受付期間	【第 1 回×切】 7 月 6 日（火）～7 月 8 日（木）午後 5 時まで

	【第2回×切】 7月9日（金）～7月14日（水）午後5時まで
質問回答日	【第1回×切分】7月12日（月）午後5時まで 【第2回×切分】7月16日（金）午後5時まで
技術提案書の受付期間	7月20日（火）～7月23日（金）午後5時まで
ヒアリング	7月27日（火）～7月28日（水）【予定】
審査結果の通知	8月上旬【予定】
契約締結	8月中旬～下旬【予定】

5 選定方式及び提出書類

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式により、事業者を特定することとし、技術提案書を特定する評価項目と評価点は次のとおりとする。

なお、評価基準の詳細については、「提案書を特定するための評価基準」のとおり。

評価対象	評価点
会社実績	15
配置予定技術者の実績等	35
技術提案書	80
ヒアリング	40
合計	170

※参考見積書は、評価対象としない。

(2) 提出書類の様式

「参加表明書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期間

平成22年7月6日（火）から平成22年7月13日（火）午後5時まで

イ 提出方法

郵送又は持参

(4) 質問書の受付及び回答

ア 問合せ期限

【第1回×切】平成22年7月6日（火）～7月8日（木）午後5時まで

【第2回×切】平成22年7月9日（金）～7月14日（水）午後5時まで

イ 問合せ方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書様式により、ファクシミリにて質問することができる。（ファクシミリ以外は受け付けない。）

なお、プロポーザルの手続き及び様式等に関する質問は、電話で受け付ける。

ウ 回答方法

第1回〆切分は平成22年7月12日（月）午後5時まで、第2回〆切分は平成22年7月16日（金）午後5時までに、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期間

平成22年7月20日（火）から平成22年7月23日（金）午後5時まで

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出部数

正本（押印のあるもの）ホッチキス留め1部、写し（クリップ留め）1部

(6) ヒアリングの実施予定

ア 実施期間

平成22年7月27日（火）～平成7月28日（水）【予定】

イ 実施場所

京丹波町役場内

ウ 実施内容

技術提案書の内容について、20分以内で説明することとする。提案終了後に質疑応答を行う。

説明に当たって、プロジェクター等の機器を使用することはできるが、機器等は説明者が準備すること。なお、スクリーンは本町で用意するものを使用できる。

当日、説明資料を配布する場合は、6部用意すること。ただし、配付資料は技術提案書の評価に含めない。

また、ヒアリングにあたって、企業名、社章等の企業を特定できるものを使用しないこと。

エ 説明者

配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）とし、3名以内とする。

オ その他

ヒアリングの詳細は、別途連絡する。

6 技術提案書の特定

(1) 予定日

平成22年8月上旬

(2) 結果の通知

技術提案書を特定した者には特定通知書を送付するとともに、特定しなかった者には非特定通知書を送付する。

(3) 結果の公表

選定結果は、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

7 非特定理由の説明に関する事項

(1) 非特定理由の説明請求

「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により町長に対して、非特定理由についての説明を求めることができる。

(2) 非特定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

(3) 非特定理由の説明請求の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参

イ 受付期間

説明を求めることができる期間内（休日は除く。）の午前9時から午後5時まで

8 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

技術提案書を特定した者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。

ただし、特定した者が下記のいずれかに該当し、業務委託契約が締結できない場合は、次点者を相手先として再特定する。

ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかになったとき

イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、技術提案書等に記載された内容を尊重し、京丹波町において定める。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、技術提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとする。

エ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

9 参加表明書等の提出先・問合せ先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6

京丹波町監理課

電話番号（直通） 0771-82-3811

ファクシミリ番号 0771-82-2500

10 留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出書類を郵送する場合は、配達確認ができる方法に限ることとし、また、提出期限必着とする。
- (6) その他、京丹波町プロポーザル方式試行要領及び関係規程によるものとする。
- (7) 京丹波町ホームページ入札情報のURLは次のとおり。

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei_nyusatsujyoho.asp?gsid=37